

# 相続を争続にしないため

相続税の  
試算

遺産の  
分割方法

相続税の  
節税対策



遺言  
作成

不動産の  
売却・有効活用

生前贈与

このようなお悩みはぜひご相談ください。

## 相続について今ご家族で考えてみませんか？

相続に関するお悩みについての個別相談会を積水ハウス様のご協力をいただき開催いたします。

### 相続のスペシャリスト

税理士・司法書士による個別相談会



# 相続サロン

無料

事前  
予約制

とき

2月17日(土) 9:45  
16:00

ところ

JAうま中曽根ローンセンター  
四国中央市中曽根町1596-2

### トピックス

令和6年1月1日以降、「相続時精算課税制度」を選択する贈与でも贈与税の基礎控除110万円が使えます。「相続時精算課税制度」とは、生前の贈与を促進するため贈与時には2,500万円を上限として贈与税を課税せず、亡くなった時に相続税として課税する制度です。

ご来場の際には**固定資産税の納税通知書**をお持ちください。

講師



税理士 合田 英昭氏

JBAグループ四国支社長  
税理士/不動産鑑定士/MRICS

講師



司法書士 進藤 裕介氏

司法書士法人やまびこ  
相続事業継承コンサルタント

※講師は変更となる場合があります。



「相続税と贈与税」

書店では  
買えない

+



「いまだら帳」

セットでプレゼント!!

未来のあなたと家族のため  
いまだら帳の  
エッセイブック

●定員に達し次第、ご予約を打ち切らせていただきます。なお、ご相談時間はお一人様につき45分までとさせていただきます。

〈ご予約・お問い合わせ先〉

JAうま 資産保全サポート

直通  
電話

0896-24-3827 (担当:篠原)

共催/ 積水ハウス株式会社

SEKISUI HOUSE

裏面もご覧ください

個人情報の取扱いおよび  
守秘義務の順守

お預かりします個人情報はJAうまと積水ハウス(株)、JBA税理士法人グループ、司法書士法人やまびこより相談・提案等に利用させていただく場合があります。取得した相談内容等の個人情報については、規程・法令等に基づいた取扱いをいたします。